

第 3 号 (令和 7 年 3 月 2 1 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和7年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

令和7年3月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和7年3月21日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和7年3月21日午前11時37分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	谷田	健治	7番	脇本	尚憲
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	新田	純平
議会書記	小谷	光幸	議会書記	横田	雄大

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参 与 関西 浩二
 教 育 長 中田 邦和
 理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
 安心・安全推進課長 菱本 嘉昭
 税 務 課 長 木田 ゆかり
 保 健 医 療 課 長 中谷 誠
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
 産 業 環 境 課 長 ・ 奥山 英高
 自然休養村管理センター館長兼務
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 寺井 佳孝
 企画財政課参事 吉岡 正博

参 与 西垣 義郎
 理事兼学校教育課長事務取扱 木村 恵理
 総 務 課 長 平間 克則
 企 画 財 政 課 長 高江 裕之
 会計管理者・会計課長兼務 岩村 恭子
 高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎
 建 設 課 長 辻井 祐介
 上 下 水 道 課 長 仁木 崇
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 林田 夕加
 学校給食センター所長 梶田 篤志
 学校教育課参事 北川 拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和7年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

令和7年3月21日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件
- 第3 議案第9号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第10号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第11号 介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第12号 井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第13号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第21号 令和7年度井手町一般会計予算
- 第9 議案第22号 令和7年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第23号 令和7年度井手町水道事業会計予算
- 第11 議案第24号 令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第12 議案第25号 令和7年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第26号 令和7年度井手町介護保険特別会計予算
- 第14 議案第27号 令和7年度井手町下水道事業会計予算
- 第15 議案第28号 令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第16 令和6年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書について
- 第17 発委第1号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 発委第2号 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第19 発委第3号 井手町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第20 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和7年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

なお、本日の定例会におきましても、議席のレイアウトを一部変更してお
りますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治
議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第1号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関
する条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲総務文教常任委員会委員長。

7番（脇本尚憲） ただいま議題となっております議案第1号、井手町長等
の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件につきまして、総務文教常
任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は3月10日に招集いたしまして、5名の委員全員出席の下、町
長並びに副町長、関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。
その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、条例制定の根拠となる地方自治法の条文の趣旨はどの質疑に、地方
自治法第243条の2の7、第1項において、町長等の地方公共団体に対す
る損害賠償について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない
ときは、損害賠償額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定める
ことが可能とされており、これは、第31次地方制度調査会の人口減少社会
に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申を受け
て規定されたものだが、過去に長や職員の賠償責任が認められた住民訴訟の
最高裁判決において、個人責任を負わせることが柔軟な職務遂行を萎縮させ
る。国家賠償法が個人責任を負わせる範囲を限定しているのに比べ、不均衡

であるといった意見が上げられたことが背景にあるとの答弁がありました。

次に、この条例が成立した場合、損害賠償責任額については、具体的にどのような計算によって免責となるのかとの質疑に、賠償の責任を負う額から町長等に係る基準給与年額に、町長等の区分に応じ、条例等で定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるとの答弁がありました。

次に、第2条に規定する基準給与年額とは何か、また基準給与年額に掛け合わせる係数はどのようにして決められたのかとの質疑に、基準給与年額とは、総務省令で定める方法により算定される額であり、給料の額に1.2を乗じて得た額に期末手当、勤勉手当などを合計した額のことであり、係数は地方自治法施行令において基準が定められており、それを参酌した上で周辺自治体の状況等も踏まえ設定したとの答弁がありました。

次に、第2条第4号の「町の職員」とはどのような職員が含まれるのかとの質疑に、一般職、特別職、常勤、非常勤または臨時職員を問わず全てを含み、会計年度任用職員もその範囲に含まれるとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の新規条例制定を受けて、善意・軽過失の場合は一定程度の免責がされるということで、町長や職員、その他の委員の皆さんが過度に萎縮することなく適正な業務を遂行できる環境づくりが進められると期待する一方、善意・軽過失であったとしても最低限度の損害賠償額を負担しなければならず、執行側の責任はやはり重いと思われることから、引き続き、適切な業務執行を行うようお願いしたいとの意見がありました。

最後に、採決を行った結果、議案第1号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告します。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第9号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、議案第9号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和7年1月31日に、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、連携施設経過措置の延長、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページをお開きください。井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2793の22、第6条(保育所等との連携)の規定でありまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、以下、基準省令、と言うの一部改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る条文の整備であります。

次に、6ページをお開きください。例規ページ数2793の26、第16条(食事の提供の特例)の規定でありまして、基準省令の一部改正に伴い、管理栄養士を追加する条文の整備であります。

次のページをご覧ください。例規ページ数2793の31、第29条、小

規模保育事業A型に関する職員の規定。次に、下の段をご覧ください。例規ページ数2793の32、小規模保育事業B型に関する職員の規定。次のページをお開きください。例規ページ数2793の36、第44条（保育所型事業所内保育事業所の職員）の規定。次に、下の段です。例規ページ数2793の37、第47条（小規模型事業所内保育事業所の職員）の規定でありまして、これらはいずれも家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて、以下、局長通知と言います、の一部改正に伴い、職員の配置基準を改める条文の整備であります。

次に、9ページをご覧ください。例規ページ数2793の38、附則の第3条（連携施設に関する経過措置）の規定でありまして、基準省令の一部改正に伴い、経過措置期間を延長する条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　質問です。家庭的保育事業というのは、そもそもどういう事業なのか。おそらく対象の子どもや保育士のいろんな規定があるんだろうというふうに思うんですが、それについて説明してください。

それから、事業所内保育や、それから小規模事業型A、Bなど、いろいろな言葉が出てくるんですが、これ、次の議案第10号にも関わるんですが、その中身がよく分かりません。審議する上で必要なので説明をお願いします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　まず、家庭的保育事業とはということでございます。

家庭的保育事業と申しますのは、保育士等の資格を持った者が利用者の自宅等を活用して少人数で行う保育事業でございます。

それ以外の事業所内保育事業など、そういうそれぞれの文言の説明という

こととございますが、小規模保育事業と申しますのは、少人数、大体6人から19人を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下で行われる小規模保育事業でございます。

次に、事業所内保育事業は、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもや地域の子どものなどを一緒に保育される、そういった事業でございます。

こういった施設につきましては、いろいろ書かれておりますが、現在本町にはございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 家庭的保育事業というのは自宅という話なんですが、これは、子どもの年齢、それからいわゆる保育に当たる方の一定の規定というか、こういう方です、こういう資格がないと駄目だなど、そういうことはあるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 家庭的保育事業につきましては、対象とされる年齢はゼロ歳から2歳児となっております。

その保育に関する資格等については、いわゆる家庭的保育者ということで、保育士等がそれに当たるということになります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 2点質問します。

保育者というのは、資格、いわゆる保育士なのか、そういう資格がないと駄目なのかと、それと家庭的ですから、おうちの方に訪問されるというイメージだと思いますが、先ほどは零歳から2歳ですか。それは現行もそうでしょうか。3歳から5歳も可能というふうに変わってないですか、質問します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) まず、資格についてでございます。

こちらの保育者と申しますのは、保育士のほかに、市町村長等が行う研修

を修了した、保育士と同等以上の知識を有する者ということになっております。

保育所事業等における3歳以上の受入れということにつきましては、これまで、よほどの特例がある限りということになっておったんですが、令和5年に、その受入れについて、市町村がニーズに応じて対応することが可能となったということなので、できた場合には、原則ゼロ歳、2歳ですが、3歳以上についても対応は可能ということになっています。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） あと、ちょっと分からない言葉で、代替保育連携協力者というのがこの提案の中にも出てくるんですね。それから、保育内容支援連携協力者という言葉も出てくるんですが、どう違うのかということ伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） まず、代替保育についてです。

こちらにつきましては、そういう事業所の職員が病気になった場合など、そういった保育を提供することができない場合に、その事業者に代わって提供する保育が代替保育でございます。

保育内容支援につきましては、乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定でありましたり、相談、助言、その他の保育内容に関する支援が保育内容支援となっております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第9号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第10号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、議案第10号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和7年1月31日に、国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、連携施設経過措置の延長、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページをお開きください。井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2793の45、第7条(あっせん、調整及び要請に対する協力)の規定でありまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、以下、基準省令と言うの一部改正に伴い、引用条文を改める条文の整備であります。

例規ページ数2793の53、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準の規定でありまして、基準省令の一部改正に伴い、引用条文を改める条文の整備であります。

次のページをお開きください。例規ページ数 2793 の 54、第 42 条（特定教育・保育施設等との連携）の規定でありまして、基準省令の一部改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る条文の整備であります。

次に、7 ページをお開きください。例規ページ数 2793 の 59 の 3、附則の第 5 条（連携施設に関する経過措置）の規定でありまして、基準省令の一部改正に伴い、経過措置期間を延長する条文の整備であります。

それでは、2 ページをお開きください。附則であります。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　質問です。特定地域型保育事業というのは井手町では行われていないのかどうかというのが 1 点目です。

それから、特定地域型保育事業は、先ほど出てきました家庭的保育事業もその中に入るといふふうに理解しているんですが、それ以外にもあると思うんです。現在、井手町にはないわけですが、どういう保育事業があるのかということ伺います。

それから、小規模保育事業、これを読むと A、B、C などというふうに細かく分かれているみたいなんですが、その A、B、C はどういう違いといいますか、基準、子どもの人数など、そういう基準について伺いたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　まず、質問の 1 点目、特定地域型保育事業所が井手町にあるかどうかということにつきましては、井手町にはございません。

次に、こういった種類のものがあるかということですが、先ほども答弁申し上げました家庭的保育事業所と、あと小規模保育事業所、事業所内保育事業所、あと、保育を希望される方の家に訪問する居宅訪問型保育事

業というものがございます。

小規模保育事業のA型、B型、C型の違いということでございますが、まずA型につきましては、保育の資格が保育士となっております。B型につきましては、2分の1以上が保育士となっております。C型につきましては、保育士だけではなく、先ほども申しました家庭的保育者でも対応可能となっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 保育士の資格を持っている方、それは分かったんですが、ABCによって、受け入れる保育する子どもの人数は決められているんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 小規模保育事業所の人数でございますが、少人数ということで、6名から19名となっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) C型も同じですか。まとめて6人から19人ということなのか、その範囲内に入っているのか、C型はどうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) C型につきましても同じ枠になっていきますので、6名から19名となっております。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第10号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第11号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法施行規則の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正であります。

例規ページ数2855、第4条（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）の規定でありまして、第1項に、地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合において、センターの職員数について、常勤換算の方法によることを可能とする規定を加える条文の整備であります。

次に、下部の第3号につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴いまして、主任介護支援専門員を規定する条項が改められたことによる条文の整

備であります。

次に、4ページをお開きください。ページ中段でございますが、今回新たに第2項を追加するものでありまして、市町村が複数の地域包括支援センターを設置する場合、規定された数の職員を個々のセンターの状況により、振り分けて配置することができることとする規定を加える条文の整備であります。

次に、第3項及び次の5ページの各号及び表中の字句につきましては、第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満である場合の規定について、条文を整備するものであります。

次に、6ページをお開きください。第5条（適切、公正かつ中立な運営の確保）の規定でありまして、地域包括支援センターの運営について、条文を追加するものであります。

以降、例規ページ数2855の2、第6条（暴力団の排除）及び第7条（委任）の規定であります。条の繰下げに伴う条文の整備であります。

次に、7ページをご覧ください。介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3099の215、第14条（指定介護予防支援の業務の委託）の規定でありまして、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会を規定する条項が改められたことによる条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の220、第30条（記録の整備）の規定でありまして、引用条文の整備による条文の整備であります。

次に、8ページをお開きください。例規ページ数3099の225、第35条（電磁的記録等）の規定でありまして、字句の整備による条文の整備であります。

それでは、2ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 地域包括支援センターの取り扱っている件数についてなんですが、地域包括支援センターで今、その対象となる方の件数、委託、またあと、それを委託で行っている外部のそういった居宅介護支援事業所などに委託しているところの事業所の数と件数についてお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 地域包括支援センターが扱っている件数でございますが、ケアプランを作成している件数といたしまして、令和7年2月サービス提供分でございますが、104件となっております。委託先でございますけれども、委託先の事業所については、包括以外に四つの事業所に委託しておりまして、四つの事業所の委託件数は30件となっております。そのうちで、地域包括支援センターは74件対応しております。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 質問です。井手町で、被保険者は全体で何人おられるのか。それと、第1号被保険者数についても何人おられるのかということ伺います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 被保険者数でございますが、井手町の第1号被保険者数、令和7年2月末時点でございますが、2,443名でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 3,000人はおられないということなんですが、この条例改正の趣旨が、井手町の場合、一つの地域包括支援センターですよ。

だけど、大きい市町になると何か所かあるんですが、それを漠々とまとめて、その一つずつの地域包括支援センターに置かなければならない職員をもうちょっと広く見るというような趣旨だというふうに理解しているんです。その一つの地域包括支援センターに必ず置かなければならない職種といたしますか、例えば保健師など、そういうのがあると思うんですけども、それはどうなっていますか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 地域包括支援センターの人員の配置基準でございますが、3,000人以上6,000人未満の地域包括支援センターについては3職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置が必要となっております。井手町の場合でしたら3,000人未満でございますので、必須になる職種が保健師でありまして、あと社会福祉士と主任介護支援専門員につきましてはどちらか1名ということになっております。2名の配置が必要になっております。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第11号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第12号、井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第12号、井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、京都府の老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数2871、第2条(受給者)の規定でありまして、府交付要綱の一部改正に伴い、今回、税制改正に対応するための措置として、令和6年所得税の定額減税に伴う規定を追加し、条文を整備するものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、令和7年8月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第12号、井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第13号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) それでは、議案第13号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、栄養士法の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数3099の94、第125条(協力医療機関等)の規定でありまして、字句の整備による条文の整備であります。

次に、2ページから4ページにわたりますが、例規ページ数3099の105、第151条の規定でありまして、こちら、ページをめくっていただきまして、4ページの上の方の箇所になります。こちら、栄養士法の一部改正によりまして、管理栄養士試験の受験資格の見直しにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることによりまして、それに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の129の4、第203条(電磁的記録等)の規定でありまして、字句の整備による条文の整備であります。

それでは、1ページにお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第13号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第21号、令和7年度井手町一般会計予算から、日程第15、議案第28号、令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美予算特別委員会委員長。

5番（田中保美） ただいま議題となっております議案第21号、令和7年度井手町一般会計予算から議案第28号、令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月10日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、令和7年度の8件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3月13日、17日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に本案に対する採決を行ったところであり

ます。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第21号、令和7年度井手町一般会計予算、議案第22号、令和7年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第25号、令和7年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号、令和7年度井手町介護保険特別会計予算の4議案は、いずれも賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決し、議案第23号、令和7年度井手町水道事業会計予算、議案第24号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第27号、令和7年度井手町下水道事業会計予算、議案第28号、令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

以上です。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　反対討論を行います。

ただいま議題となっています議案第21号から第28号の8議案のうち、議案第21号、井手町一般会計予算、第22号、井手町国民健康保険特別会計予算、第25号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第26号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第23号、井手町水道事業会計予算、第24号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第27号、井手町下水道事業会計予算、第28号、井手町多賀財産区特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

少子化、高齢化がより早いスピードで進んでいます。この問題に町としてどう取り組むのか。同時に、今、井手町で暮らす住民の命、健康、暮らしを

どう守っていくのかが町政には問われています。日本共産党は、住民の皆さんの日々の暮らしに対する実感や町政に対する要望を対話やアンケートによりお聞きしてまいりました。住民の皆さんから寄せられる願いを実現する予算なのか、住民の皆さんが日々困っていることの解決につながる予算の使い方がされていくのか、いるのか、そういう視点で見たとき、課題が見えてまいります。

一般会計予算については、まず1点目に、高齢者移動支援補助について、抜本的な改善を求めます。I D E C Aの運行日の1日増加、予約方法の改善だけでは住民の多様なニーズに応えた改善になっているとは言えません。登録者数338人、これまでの実際の利用者数が登録者数の半分に満たない42%、140名という数字がそのことを示しています。役場を含め、公共施設、駅、病院、商業施設などを結ぶ、高齢者だけでなく、誰もが利用できる乗り物を走らせてほしい、京田辺市につながる乗り物を走らせてほしいという住民の長年の願いに正面から向き合う予算ではありません。

2点目に、井手町は、71年前に、南山城大水害により100名以上の方が亡くなるなど、甚大な被害を受けた町であります。その歴史、教訓をしっかりと引き継ぎ、災害に強いまちづくりに向け、行政はもっと真剣に取り組むことが求められています。

災害対策はどうでしょうか。井手町の災害対策の基本となる地域防災計画の必要な修正が何年にもわたってなされていない部分が多数あることが明らかになりました。これでは、実際に災害が起こったときに、町の災害対策が計画的、組織的に行われるか不安でなりません。これでは、幾ら備蓄品を購入しても、実際に災害が発生したときに十分な対応はできません。あらかじめ、避難所への一定数量の事前の備蓄などは予算化すべきです。避難所が確保すべき生活環境を示したスフィア基準を指標にした地域防災計画の見直しを早急に行うべきです。

さらに、要支援者の個別避難計画はたったの5名しか策定されていない。この現状をどのように改善しようとしているのか、具体的に見える予算ではありません。今こそ地域防災計画をしっかりと策定し、実際の災害想定を基にした実践的な防災対策に真剣に取り組むべきであります。

3点目に、P F A Sは我が国の環境問題の大きな課題となり、各自治体が対策に力を入れています。しかし、井手町のP F A Sに対する認識は甘いと

言わなければなりません。もっと危機感を持ってこの問題に対処すべきです。まず、井手町の住民が飲む水道水の三つの水源地全てから、国の暫定目標値より下回っているとはいえ、最高20ナノグラム・パー・リットルのPFASが令和3年以降、毎年検出されています。さらに、京都府が検査した町内5か所の井戸水全てから暫定目標値を超えるPFASが検出されました。暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルの3倍を超え、160ナノグラム・パー・リットルを示した井戸が5か所のうち2か所ありました。他の3か所も全て暫定目標値を超えています。今回の検査結果を踏まえ、今後さらに行われる京都府による町内の井戸水検査の範囲が広がれば、地下水におけるPFASの広がりが確認されるかもわかりません。

地下水の利用は水道水だけではなくありません。農業にも地下からくみ上げた水が使われています。また、町内には地下水を利用している企業もあります。町内の地下水にPFAS汚染が広がってきている、そういう状況に対して、もっと危機感を持つべきです。

地下水の次に調べるのは、地上を流れる河川の水です。町内の河川のPFASを調べることなしに、町民の命と健康を守ることはできません。町独自で河川のPFAS検査を予算化し、汚染の原因箇所を明らかにするよう求めます。また、町民に対しては、PFASに関する情報を、検査結果も含め、公表することを強く求めます。

そのほか、9月に実施予定の小中学校大阪・関西万博体験支援事業は、熱中症対策など、安全・健康面の課題、さらに発達段階の差が大きい児童が同じ日程で活動するなど、教育的に見ても多くの問題があります。実施しない自治体や学校も増えてきています。学校教育で一番大切にされなければならない安全面を軽視した行事は学校教育においては通常考えられません。よって、実施すべきではありません。

国民健康保険特別会計では、加入世帯が減少する中、2020年度以降連続黒字となり、積み上げられた基金は1億円を超えています。これだけの基金があれば、国保税の引下げはできます。まず、未就学児の均等割をゼロに、さらに、18歳未満の均等割もゼロにすべきです。資産割が残っている自治体は減り、現在、京都府下、井手町を入れ、僅か6自治体になっています。資産割の税率の見直しも含め、検討することを求めます。

また、国保税は前年度の収入により決まるため、前年に比べ、収入が激減

した世帯に対し、他の市町のように軽減措置をすべきです。井手町国民健康保険税条例第26条では、その他特別の事情がある者に対し、国保税を減免できるとあります。これを即具体化し、収入が激減した世帯に対する軽減措置を行うよう求めます。

後期高齢者医療特別会計では、75歳以上の高齢者の保険料は1人当たりの平均保険料額で9万3,158円となり、2022年、2023年度よりも6,737円の増加です。昨今の物価高を見て、到底収入に見合った負担とは思えません。

介護保険特別会計では、所得段階が11段階から16段階に変更され、第9期の保険料は6,197円で374円の増、6.4%の値上げと今なっています。2000年に始まった第1期の保険料は2,641円でしたから、2.3倍の値上げとなっています。高齢者は一般に、現役世代と比べ、収入が少ない上に、年金制度の改悪により、ほとんど年金が上がらない状態に置かれています。さらに、物価高騰により、生活がますます苦しくなっています。今の制度は、真に必要な介護を社会的に保障する制度とは言えません。

以上のような理由から、議案第21号、第22号、第25号、第26号の4議案に反対、第23号、第24号、第27号、第28号に賛成いたします。

以上で討論を終わります。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ただいま議題となっております令和7年度井手町一般会計予算並びに特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和7年度の一般会計予算は54億900万円で、前年度に引き続き、西島町長が選挙の公約の中で掲げられた「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すことを基本姿勢とし、六つの柱から成る基本政策を着実に実施するための積極的な予算編成となっていることが見受けられます。

今回、令和7年度の予算では、激甚化する災害から住民の生命、財産を守るための防災・減災の取組や、本町の利便性をより一層向上させ、町の発展を目指すための国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路の整備、将来を担う子どもたちが伸び伸びと育つまちづくりのための小・中学校の施

設改修、設備更新など、住民の皆様の暮らしを守るとともに、一人一人が健康で生き生きと安心して暮らせる本町のよりよい未来をつくるための事業に重点的に予算を配分されています。

新年度の予算案の主な事業として具体的に申し上げますと、まず総務関係では、物価高騰が続く中、住民生活や事業者への支援として、物価高騰対策水道・下水道使用料減免事業への補助や、犯罪発生を抑止等につながるよう、計画的に設置する防犯カメラ整備、利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、井手応援隊活動拠点運営事業などの予算が計上されています。

次に、民生関係では、障害者自立支援事業費、福祉タクシー事業、福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金、社会福祉協議会が実施する高齢者移動支援補助、デイサービスセンターろ過装置等取替工事、いづみ人権交流センター体育館空調整備のほか、高齢者や障がいのある方に対する数々の充実した支援策をはじめ、子どもの健やかな育ちと子育て世代を支援するための医療費助成や子育て支援チャイルドシート等購入費補助をはじめ、出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的とした井手町出産応援給付金、定住促進奨学金返還支援金など、井手町独自の手厚い支援施策として、子育て世代に配慮した予算が計上されています。

また、衛生関係では、新たに設立されるこども家庭センターの運営費や定期接種化される帯状疱疹ワクチン接種費用の助成を含む予防接種事業、歯周病予防健診などの各種健診事業をはじめ、出産・子育て相談、応援並びに妊婦のための支援金給付事業のほか、高齢者人間ドック助成の充実や二十歳からの健康づくり事業、また、今回から新たに実施される5歳児健康診査など、「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、農林関係では、有害鳥獣駆除をはじめ、良質米出荷奨励事業や肥料高騰対策支援給付、片原山林道改良事業や山林や里山の景観を守るための森林整備事業など、「農業振興をはじめ、自然環境を守り育てるまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、商工関係では、商工業の振興を図るための町商工会振興事業や、いでちょう百縁商店街事業の補助、物価高騰における消費者支援と地域経済の活性化のために井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行補助をは

はじめ、町内のまちづくり施設と連携したイベントやPRを行うための交流施設等利用促進事業、特産品開発推進事業など、「活力のある産業振興をはじめ、観光交流の促進などによる活気あふれるまちづくり」を行うための予算を計上されています。

次に、土木関係では、国道24号城陽井手木津川バイパスへの井手地区におけるアクセス道路の整備に向けた予備設計をはじめ、町内道路改良や道路舗装、下排水路の改修、都市計画マスタープラン改定、椿坂公園東屋整備、町営住宅の屋根改修など、「計画的にインフラなどの環境整備を行い、地域住民の快適な暮らしを目指したまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、消防関係では、防災・減災対策のさらなる充実強化のため、デジタル移動通信システムの改修、J-ALERT受信機や京都府衛星通信系防災情報システムの更新をはじめ、避難所環境充実事業、高規格救急車や災害時の情報収集を円滑にするためのドローン購入など、「安心・安全なまちづくり」のための予算が計上されています。

最後に、教育関係では、町の将来を担う子どもたちの国際意識の向上や社会課題に関心を持つ機会としての小中学校大阪・関西万博体験支援事業をはじめ、小・中学校空調設備、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業、学校給食費支援事業のほか、施設利用者の衛生環境の改善と施設利用者の増加を目指した有王グランドトイレ等の改修など、子どもたちが伸び伸びと育つための予算が計上されています。

以上のように、本年度の予算案を見ますと、妊娠から出産、子育てにおいて、それぞれの段階に応じたきめ細やかで切れ目のない支援に努め、教育や福祉、暮らしの周辺整備、商工業の活性化や農業の振興、防災対策など、複雑・多様化する、住民ニーズに的確に応えながらも、各分野において新規事業に積極的に取り組むとともに、事業の継続性を十分に確保しながら、所要の経費が計上された予算編成であると見受けられます。

また、特別会計につきましても、総額は31億9,217万3,000円で、医療、介護、高齢者福祉など、住民が安心して暮らせるための予算であり、上下水道についても、計画的に整備・更新を行うための予算であることがうかがえます。

以上、西島町政において、自主財源が乏しい中でも限られた財源を有効活用し、「まちの主人公は住民」との認識の下、本町が抱える諸課題の解決に向

けて、各種団体や住民の声に耳を傾け、新たな事業にも積極的に取り組もうとする熱意ある充実した予算編成であると高く評価いたします。

以上のことから、令和7年度に予定されている各種事業を適正に執行していただくよう要望し、令和7年度一般会計並びに特別会計の予算に賛成いたします。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

この際、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

これから、議案第21号、令和7年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、令和7年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和7年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和7年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和7年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和7年度井手町下水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、令和7年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、令和6年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、委員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、令和6年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書につきまして、ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。令和6年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画であります。公有地売却予定でありまして、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) 以上で日程第16を終わります。

次に、日程第17、発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発委第1号について、提出委員長から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議会運営委員会副委員長。

8番(谷田利一) 木村委員長の代わりに、副委員長の私が説明いたします。

それでは、ただいま議題となっております発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、全国議長会が作成する標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、これを準用している本町の委員会条例について整理を行うとともに、井手町組織条例が改正されることから、現在設置している常任委員会の所管について、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの井手町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対

照表をご覧ください。例規ページ数105、第2条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）の規定でありまして、第2号中、産業厚生常任委員会の所管に、今回新たに「こども家庭センター」を追加するものです。

次に、例規ページ数106、第5条（特別委員会の設置）の規定でありまして、第2項中、「特別委員会の委員」を「特別委員」と改め、第3項に加えるものです。

3ページをご覧ください。同じく、例規ページ数106、第6条（委員の選任）の規定でありまして、第2項から第4項までを削り、第5項から第7項までを第3項から第5項とし、第1項を第2項として第1項を加えるものです。

それでは、1ページにお戻りいただいて、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

以上であります。

議長（奥田俊夫） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発委第2号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題とします。

発委第2号について、提出委員長から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議会運営委員会副委員長。

8番（谷田利一） 木村委員長の代わりに、副委員長の私が説明いたします。

それでは、ただいま議題となっております発委第2号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、全国議長会が作成する標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、これを準用している本町の会議規則について整理を行うものでありまして、会

議時間について、会議中及び会議時間の変更の手続を明文化するとともに、携行品について、社会情勢等に適したものとするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの井手町議会会議規則の一部を改正する規則規則新旧対照表をご覧ください。例規ページ数118、第9条（会議時間）の規定でありまして、第2項中、「認めるときは」を、「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、第3項を加えるものです。

次に、例規ページ数127、第103条（携帯品）の規定でありまして、同条中、「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められるものであって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改めるものであります。

それでは、1ページにお戻りいただいて、附則として、この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第2号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決します。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、発委第3号、井手町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発委第3号について、提出委員長から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本尚憲総務文教常任委員会委員長。

7番（脇本尚憲）　それでは、ただいま議題となっております発委第3号、井手町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、全国議長会が作成する町村議会の個人情報の保護に関する条例（例）

の一部改正に伴い、これを準用している本町の議会個人情報保護条例について整理を行うとともに、いわゆるデジタル手続法の施行に伴い、番号利用法中、第2条（定義）の引用がある例規について、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの井手町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。例規ページ181、第2条（定義）の規定でありまして、第4項中、「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中、「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるものです。

3ページ及び4ページをご覧ください。次に、例規ページ数184、第12条（利用及び提供の制限）の規定でありまして、第5項中、「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものです。

5ページをご覧ください。次に、例規ページ数186、第17条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）の規定でありまして、第1項各号列記以外の部分の中、「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中、「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めるものです。

次に、例規ページ数188、第18条（開示請求権）の規定でありまして、第1項中、「議会の保有する」を削り、同条第2項中、「この章において」、及び「この章及び第48条において」を削るものです。

6ページをご覧ください。次に、例規ページ数191、第27条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定でありまして、第2項中、「この章において」を削るものであります。

次に、例規ページ数192、第31条（訂正請求権）の規定でありまして、第2項中、「この章及び第48条において」を削るものです。

7ページをご覧ください。次に、例規ページ数192、第32条（訂正請求の手続）の規定でありまして、第3項中、「この章において」を削るものです。

次に、例規ページ数193、第38条（利用停止請求権）の規定でありまして、第1項中、「この章において」を削り、同条第2項中、「この章及び第48条において」を削るものです。

8 ページをご覧ください。次に、例規ページ数 194、第 39 条（利用停止請求の手続）の規定でありまして、第 3 項中、「この章において」を削るものです。

次に、例規ページ数 196、第 48 条（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）の規定でありまして、同条中、「特定」の次に、「に資する情報の提供」を加えるものです。

それでは、1 ページにお戻りいただいて、附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第 3 号、井手町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発委第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、発委第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 20、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和 7 年 3 月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 37 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 脇 本 尚 憲